

答弁書第五号

内閣参質一四六第五号

平成十一年十二月十七日

内閣総理大臣 小 渕 恵 三

参議院議長 斎 藤 十 朗 殿

参議院議員福島瑞穂君提出無期刑囚の仮出獄制度の運用及び外部交通の実状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出無期刑囚の仮出獄制度の運用及び外部交通の実状に関する質問に対

する答弁書

1 について

平成十一年十一月三十日における御質問の人数は、別表一のとおりである。これらの者について仮出獄の申請がなされていない理由は、同表の備考欄に記載した事例を除き、いずれも、各監獄の長が、各受刑者につき、処遇関係、身上関係、犯罪関係及び保護関係を総合的に判断して審査した結果、仮釈放及び保護観察等に関する規則（昭和四十九年法務省令第二十四号。以下「規則」という。）第三十二条に規定する仮出獄許可の基準に該当する者であると認めなかったことによるものである。

なお、施設ごと及び経過刑期期間ごとに仮出獄の申請がなされていない具体的な理由を明らかにすることとは、個々の受刑者本人及びその親族等の関係者に対し、その名誉を傷つけるなどの不利益を与えるおそれがあること等から、答弁を差し控えたい。

2 について

平成十一年十一月三十日までの間における御質問の件数は、別表二のとおりである。同表の備考欄に記

載した事例を除き、各地方更生保護委員会が、仮出獄の申請を棄却しているが、その理由は、いずれも、各受刑者につき、悔悟の情、更生の意欲、再犯のおそれ及び社会の感情を総合的に判断した結果、仮出獄を許すことが相当であると認めなかったことによるものである。

なお、施設ごと及び経過刑期期間ごとに仮出獄の申請が棄却された具体的な理由を明らかにすることは、個々の受刑者本人及びその親族等の関係者に対し、その名誉を傷つけるなどの不利益を与えるおそれがあること等から、答弁を差し控えたい。

3 について

御質問の人数は、別表三のとおりである。

4 について

懲役刑の受刑者等については、規則第八条第一項及び第九条第一項の規定により、監獄の長等が、地方更生保護委員会及び保護観察所の長に対し、引受人の状況、その変動等を通知しなければならないこととされているところ、御質問に係る無期刑受刑者のうち、平成十一年十一月三十日現在、これに基づき引受人が通知されている者の人数は六十六人であり、そのうち、規則第十条及び第十一条の規定による保護観

寮所の長の調査の結果、実際に受け入れることができると認められる引受人がいる者の人数は十七人である。

5について

平成二年一月一日から平成十二年十一月三十日までの間における御質問の者の延べ人数は、親族が三百六十六人、引受人（親族を除く。）が四十三人、弁護士等が二十九人である。

6について

平成七年一月一日から平成十二年十一月三十日までの間における御質問の回数、発信については、親族との間が八百十九回、引受人（親族を除く。）との間が百七十七回、弁護士等との間が六百四十四回であり、受信については、親族との間が三百八十七回、引受人（親族を除く。）との間が九十一回、弁護士等との間が四百三十三回である。

別表一

施設名	経過期間	人数	備考
千葉刑務所	二五年以上三〇年末満	一	
	三〇年以上三五年末満	三	一人については、執行すべき二つの刑があり、そのうち一つの刑の仮出獄当日が到来していない。
	三五年以上四〇年末満	一	
大阪刑務所	二五年以上三〇年末満	一	
	三〇年以上三五年末満	二	
	三五年以上四〇年末満	一	
岡崎医療刑務所	二五年以上三〇年末満	一	
岐阜刑務所	二五年以上三〇年末満	一	
広島刑務所	四〇年以上四五年末満	一	
岡山刑務所	二五年以上三〇年末満	一	

旭川 刑務所	二五年以上三〇年未滿		二	
	三五年以上四〇年未滿		二	
	二五年以上三〇年未滿		一	
	三〇年以上三五年未滿		一	
宮城 刑務所	二五年以上三〇年未滿		四	
	三五年以上四〇年未滿		二	
	三〇年以上三五年未滿		一	
	二五年以上三〇年未滿		一	
熊本 刑務所	二五年以上三〇年未滿		二	
	三〇年以上三五年未滿		一	
	三五年以上四〇年未滿		二	
	二五年以上三〇年未滿		二	
城野医療 刑務所	四五年以上		二	
	四〇年以上四五年未滿		四	
	三五年以上四〇年未滿		二	
	三〇年以上三五年未滿		三	
	二五年以上三〇年未滿		二	

合	徳島刑務所	
	三〇年以上三五年未満	一
計	四五年以上	一
四三	一	一

(注) 本表における経過期間は、平成十一年四月一日現在におけるものである。

別表二

施設名		経過期間		年度		件数		備考	
八王子医療刑務所		四〇年以上四五年末満		昭和五五年度		一			
千葉刑務所		二五年以上三〇年末満		昭和六二年度		一		申請取下げにより終結	
		三〇年以上三五年末満		平成六年度		一		申請取下げにより終結	
		三五年以上四〇年末満		平成一〇年度		一		審理中	
		二五年以上三〇年末満		昭和五五年度		一			
				昭和六三年度		一			
大阪刑務所		二五年以上三〇年末満		平成元年度		二			
				平成八年度		一			
		四〇年以上四五年末満		昭和五三年度		一			
				昭和五五年度		一			
				昭和五七年度		一			

[illegible]

宮城刑務所				熊本刑務所							
三〇年以上三五年未満			二五年以上三〇年未満	三五年以上四〇年未満					三〇年以上三五年未満		二五年以上三〇年未満
平成三年度	平成二年度	昭和五七年度	平成一〇年度	平成二年度	昭和六一年度	昭和五八年度	昭和五六年度	昭和五五年度	平成二年度	昭和六二年度	平成元年度
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
申請取下げにより終結			仮出獄許可			申請取下げにより終結					

(注) 本表における経過期間は、平成十一年四月一日現在におけるものである。

[illegible]

別表三

年 齡	人 数	年 齡	人 数	年 齡	人 数
五〇歳	三	六〇歳	三	六九歳	四
五一歳	二	六一歳	二	七〇歳	二
五二歳	二	六二歳	二	七二歳	二
五三歳	三	六三歳	三	七三歳	二
五五歳	三	六四歳	二	七四歳	一
五六歳	三	六五歳	五	七五歳	一
五七歳	六	六六歳	三	七九歳	一
五八歳	二	六七歳	二	合 計	六七
五九歳	一	六八歳	三		